

# 寺内町の構造と展開

脇 田 修

【要約】十六世紀日本封建都市が発展する中であつて、寺内町の一群があつたことが知られている。ここではその成立において、住民の物的結合を母胎とした富田林などの存在に注目し、その構造を分析した。かかる小都市の成立は、先進地域農民経済の発展を物語るものであり、早くも一七世紀前半には在郷町として、これを中心とする小ブルジョア的な市場圏を展開し、幕藩封建制を動揺させる起点となつたことが判明する。従つて一六世紀の小都市の成立は、現在の通説とは異なり、この時期が日本封建制の動揺―改めて集権的体制をとる劃期であることを傍証しているように思われ、織豊政権の性格を多角的に再検討すべきことを要請しているように思われる。

室町末期・近世初頭、急速に発展する都市の中に、寺内町とよばれる特殊な一群が存在したことは周知の事実である。その中心である石山本願寺はもとより、各地寺内町の具体的内容も牧野信之助氏の先駆的な業績により紹介されたところであつた。<sup>①</sup> 其後寺内町の研究は必ずしも活潑ではないが、大和今井<sup>②</sup>、泉州貝塚<sup>③</sup>・河内大ケ塚<sup>④</sup>などにはすぐれた研究・紹介がおこなわれている。かかる従来の研究は、寺内町が真宗寺院を中心に人為的に建設された都市である

ことに注目し、その内部構造を追求されたものであつたが、尚多くの解明すべき問題を有している。従つてこの小論では典型的な寺内町として知られている富田林を中心に、比較的史料の豊富な近世側からその構造を明らかにしたいと考える。<sup>⑤</sup> その際、寺内町が都市發展上に占める位置を明らかにすることに重点をおき、寺内町の性格とその商品経済の上に果した役割を明らかにしたいと考える。

① 牧野信之助氏「中世末寺内町の發達」土地及び聚落史上の諸問題

② 永島福太郎氏「今井氏及び今井町の発達」社会経済史学一〇巻  
一 号

③ 福尾猛市郎氏「近世寺内町の性質」紀元二六〇〇年史学論文集  
同 氏「封建再編成期における集落自治の様相とその変  
貌について」史学研究五八号

同氏 監修『貝塚市史』

④ 野村 豊氏『近世庶民史料』『河内石川村学術調査報告』

なお従来の都市研究書にはすべて触れられているが、地理学の方から藤岡謙二郎氏「寺内町の性格」人文地理一号がある。

⑤ 富田林については、牧野氏の研究のみであったが、最近『富田林市誌』が出て、中世末期の情況が明らかにされている。従来の研究と同様京都興正寺に保存されていると云われる原本に接していないので、杉山孝子氏蔵文書によつて分析をおこなう。

成立当初の情況については『市誌』を参照して頂きたい。

尚富田林御坊は京都堀川の真宗興正寺派本山興正寺の別院となつており門跡兼帯寺院であつた。

### 一 寺内町と自治組織

寺内町は云う迄もなく真宗寺院を中心に構成された都市であつた。それは「城下町的性格と門前町的特色とを併有」していたとされ、従つて御坊を領主として推戴する城下町の都市とも云えるが如くである。

石山本願寺に関する限り、天文七年頃を境に本願寺は年貢・本役・地子の収納権を確保し、寺内の検断権とともに下地進止権をも有する文字通りの領主であつた<sup>①</sup>。しかし他の寺内については必ずしも同様ではないと思われる。一体寺内町の成立には①寺院側の完全なイニシァティブによつておこなわれる場合(石山・山科など) ②有力土豪・大名の寄進・門徒化によるもの(今井・城端など) ③門徒集団による買得并に一定区域の占拠(貝塚・富田林など)と、それぞれ成立の主導権が異なり、それによつて御坊と寺内町住民との關係も変化があつたからである。

所でここに主としてとりあげようとする河内・和泉に中世末成立した寺内町は、いずれも第三類型、すなわち門徒集団——この場合惣的結合をしているが——による積極的な寺内町建設がおこなわれたものであることは注目し値いする。慶長十五年の一件以来、名実共に封建領主として惣中を支配した貝塚御坊でも、成立期その住職卜半齊了珍は「其本姓ノ貴キト才徳ノ高キトヲ尊シテ長トス」(寺内基立書)と形式的な中心として招かれたものすぎなかつた。大ケ塚もまた永禄十一年信長による根来追討の結果、根来

衆は退散したが、その時「村老たる者会談して後に残り大ヶ塚を守り、願証寺証淳によつてその末寺となつたもので、ここでは明らかに住民側の積極的な意図が働いていた。

富田林の成立は、永禄元年<sup>①</sup>興正寺第十六世証秀上人の開基により、当時の領主より百貫文で買得された荒地上に建設された。それは周辺四ヶ村(毛人谷・中野・山中田・新堂)より二名宛出た有力農民<sup>②</sup>年寄八人衆によつて経営された、整然たる町割をもつ囲郭都市として知られている。従つて富田林の動向はかかる第三類型における寺内町建設の一面を明らかにしてくれるであろう。

さて富田林御坊の寺内町に占めた地位から検討しておく。成立当初永禄三年三月安見美作守は次のような「定」禁制を下した。<sup>③</sup>

定 富田林道場

- 一 諸公事免許之事
- 一 徳政不可行事
- 一 諸商人座公(事)之事
- 一 國質所質并ニ付沙汰之事
- 一 寺中之儀何も可為大坂並事

右之条々堅被定置早若背此旨於違犯之違者忽可被廻殿科者也仍  
下知如件

永禄三年三月 日

美作守 在判

成立した寺内町に対し領主が商業上の保護を図つているが、この第五条「大坂並」という文言は注意する必要がある。それは石山本願寺をさすものであり、それ故富田林が「大坂並」になつたということは、御坊の領主的地位を示したものと云えるかも知れない。しかしその内容は立入つた検討を要するようである。

富田林にはかかる要求をみたしてくれる史料は殆んどないが、貝塚御坊の場合、慶長十五年一件當時では年一八六石四斗九升八合の地子と、更に益・正月の札銭米一八石四斗、日常経費のすべて惣中から支弁していた。しかし前代では札銭米は志次第であり、地子も年寄には免除特権があつたことが知られている。これ以上詳細なことは判明しないが、最も重要な地子も慶長段階で坪四合程度の軽租であつた。富田林の場合には、「武左衛門書上」に写記されている元亀四年二月吉日付作職売券によれば、老反に付老斗

五合代、又は式斗代となつていて、他に本役・反銭一季に三十文堀銭六文が、この土地に賦課せられたことが判明する。この年貢諸設をすべて御坊に納めたか否かは不明であるが、この斗代は近世の反当一石四斗代、しかも十割前後の年貢率で徴収された年貢を考慮すれば非常な低額であることが判明する。その他の賦課は不明であるが、近世に入つてからは、会所・寺給米分五石が棟役懸りて徴収されてきたようであるから、中世にも年貢地子以外に棟役銭の如きものが課せられたことは想像しうるであろう。

しかしいづれにせよ寺内町内部では他に比して年貢の低いことは指摘できるであろう。寺内町の創設は同行意識に支えられ、その信仰上からくる圧迫に対する自衛的意味をもつていたが、同時に寺域一般として公租免除の特権を有し、比較的貢租の低い寺内町にその商業活動の安全なる根拠地を求めたことは当然だつたと云いうる。では御坊が寺内町に占めた地位を示す史料を、近世史料からではあるが次に紹介しよう。

富田林御坊は貝塚御坊とは逆に衰退の一途を辿つていた。慶長十三年檢地には早くも寺域迄が年貢地として記載され

たことは、<sup>⑤</sup>その特殊的地位を認められなかつたことを示している。しかも富田林では、通常「御坊一坊」と称する寺内町の中では若干異つた様相を呈していて、早く寺内には二寺の創建を許していた。毛人谷村より天正二年移転したと云われる大念仏宗浄谷寺と、慶長八年三月創立の西本願寺末妙慶寺がそれであつた。もちろんこれらの二寺は御坊の権威を傷つけることは許されなかつた。例えば浄谷寺が元和六年正式に寺院建立をおこなつた際、御坊に納めた一札は「富田林之儀者興正寺御門跡様御開基之土地ニ付、則兼帶所御坊一坊ニ御座ゆ処」浄谷寺建立を許可された札と、今後「御坊江似寄之普請御差留成程奉畏ゆ」「御坊并御役寺江も何に不寄不敬ケ問敷儀仕問敷」「御門（まか）濱様御下向之節者御機嫌御伺に住職之者可罷出」と続いている。この御坊差配は妙慶寺も同様おこなわれたと見られるが、寛文六年浄谷寺普請にも許可願が出されていて、この一札は守られていたことが判明する。

しかし二ヶ寺の創建は、いづれにせよ御坊の地位の低下を物語るものではなかつたろうか。現在の御坊は寛永十五年「再興」されたものであるが、その際の費用は町民全体



ていることを指摘したが、ここでは更に、富田林の如く寺内町当初から商業都市としての性格を濃厚にもつたものとして出発した寺内町のこととを注意しうるであらう。

従つてここでは門徒集団を中心とするが、しかも此地方の商品經濟の發展によつて結びつけられた商工業者が、宗派にかかわらず町建設の主体となつたことが判明するであらう。この場合、寺院側はむしろ形式的な存在であつたのであり、寺内町の主人公は住民の惣的結合にあつたと考えられる。かくして先にみた第三類型に属する大ケ塚や貝塚でさえも、今井、石山寺内とは異つて、御坊が名実ともに領主的地位にあつたとは考えられないのである。従つてここではむしろ具体的な内容が検討される必要があるであらう。

ところで御坊が形式的な存在に近く、寺内町が住民の活動に好適の基盤を与えたということは、逆に在地における住民の自主的活動の強さ、云いかえれば惣的結合の強さを示しているのであらう。それ故最後に寺内町における惣的結合の内容にも触れておこう。

周知の如く中世末期には都市・農村を問わずその自治組織惣的結合が発達していた。貝塚・今井・大ケ塚の寺

内町も、もちろん例外ではなかつた。富田林でも「富田林惣中」（元亀三年卯月五日付柴田勝家・佐久間信盛書状）や「年寄惣中」の文言を見出しうる。これらの惣は住民の自衛的結合であり、自治的共同体であつた。富田林では禁制が富田林御坊・寺内として出されているが、先の書状にも判明するように御坊とならんで惣中が宛名となつており、惣中の地位が示されている。恐らく惣中が寺内町の主人公であらうと先に述べたが、「所の作法」云々に示されるように自治を行ひえたと考える。そして実は御坊すらが、惣中の代表者である年寄中と、信徒の惣代である年預中の両者によつて管理されたものであつた。従つて實質的には惣中が寺内町を差配したことは明らかであらう。

この惣中の自治組織は、そのまま外部に対する自衛組織であつた。多くの寺内町は土居・濠に囲まれた團郭都市であり、富田林も又、その典型として知られ、四方に門をおき自衛体制を整えていたが、文祿検地帳には「はんや」「ちやうり」が見出され、番屋、長吏をおく内部の自警体制も存在していたことが判明する。この傾向は近世中期において「火の用心夜番」「同鉄棒引」をおき、町場らしい防火

の注意を怠らなかつたことにも窺われる。かかる自衛体制は当然住民の負担であるが、近世のそれが家持棟役掛りとなつていたことから、中世にも恐らく「かしや」層を除く、町民の負担であり、一旦問題が起れば彼等が一斉に集合し、かつ武装も辞せなかつたと思われる。

ところで惣の構造は、かかる住民の形式的平等を主体とした自治組織であるが、その内部は必ずしも単純ではない。それは惣の頂点にたつ年寄八人衆の差配の問題であつた。

従来富田林については、この八人衆が近村より入町した事から、村落共同体的規制の都市への移行を類推され、多くの注目を惹いた所であつた。確かに八人衆の支配には注意すべき点をもつている。富田林に庄屋がおかれ、年貢徴収も会所を通じて行われるのは、慶安元年である。領主側の要請と八人衆の動搖が結局旧来の体制を捨てて八人衆が臨番に庄屋を勤める「廻り庄屋」制を布いたのは可成遅かつた訳で、近世的村落支配機構の整備はこの時期迄またねばならなかつた。従つて前代には八人衆の家父長的支配が行われていたことは充分推測できるのである。

寛永二十一年「万改帳」の記載によれば、八人衆の九名

に富田林総石高が分割記載されていた<sup>⑩</sup>。検地帳・名寄帳は土地保有を認めていて多数の登録人を記しているが、「万改帳」はむしろ年貢納入の責任者が記されると考えられるので、この記載は八人衆が寺内町創設以来の特権として、これらの土地に何らかの上級の権利を有していたこと、恐らく年貢徴収権、ひいては地子徴収権を有していたものと解されるであらう。

従つてわれわれは寺内当時の惣的结合はなほ村落結合につながる地縁的關係が存在しており、それに伴う八人衆と住民の間に個別的な隷従關係が残されていたことを指摘せざるをえないのである。かかる惣における「年寄さはい」の体制は、近世初頭の富田林を貫いて続いていた。この体制が動搖し崩壊してゆくのはかなり後の事であつた。この情況を略記すると次の如くである。

近世初頭からこの「年寄さはい」に対する反抗がおこなわれていたが、慶長十五年、四名が年寄地下中と抗争、入牢せしめられ、次いで小堀遠江守代官<sup>⑪</sup>の時にも拾三人が徒党をくんで年寄と抗争「所之作法」を破つたとあるように度々おこつている。明暦二年には寛永十五年の御坊再興よ

り、その借銀返済の爲「借銀之利足成共たすかり申様にと存、札づかい」(七月朔日付「六人衆札公事目安」)をおこなつたのに対し、六人衆一味して抗争をしている。この一件は新旧商人の抗争であり、新しく商品経済の発展に伴なつて抬頭した六人衆が、旧来の特権による年寄層と対立し「札づかい」と云う商品経済に影響をもつ施策をめぐつて爆発したものと思われる。それは他領の者を含んだ争いとなつたが、御坊再建費償却の問題であることや、六人衆の性格からみるときこころは富田林における八人衆の支配に転期をもたらず新勢力の抬頭を見ることができらるであらう。<sup>⑧</sup>慶安元年の廻り庄屋制施行はそれを示していると思われる。もちろん年寄八人衆の支配は尚続いており、その支配が決定的にゆらいだのは安永二年の村方一件までまたねばならないが、<sup>⑨</sup>こころは紙数の都合で省略する。

かくして第一章では寺内町における御坊と自治組織の内容について論旨を進めてきたが、それから次のような結論をひきだすことが可能であらうと考える。

富田林では御坊の勢力は早く衰退し、宗教的側面でも形式的な権威を有したにすぎなかつた。従つて寺内町の建設

には御坊の経営に重点をおきえず、先述第一表にみられるように門徒集団を中心とする此地域住民の都市建設に、より力点がおかるべきであらうと考える。従つて寺内町内部では御坊が名目的領主にすぎず、実質的主人公は惣中であつた。かかる惣中に実権を有する寺内町が他にも予想されるとすれば、堺・平野郷を頂点とする「自由都市」的傾斜が、単に孤島の如きものではなく、かなり広い基盤の上になつていたことは考えられるであらう。

少くとも寺内町に対して石山・今井、又後期の貝塚などの例によつて、封建領主の代りに寺院を設定した城壁都市とみる見解や、同様に特権都市とする見解は、必ずしも寺内町全般を規定するものではなく、とくに在方の寺内町ではむしろ実態に即した個別的検証が必要であらうと考える。

① 田中清三郎氏「石山本願寺寺内町に於ける本願寺の領主性格」  
社会経済史学一〇巻六号

② 福尾氏前掲史学研究論文一四頁に示唆を与えられた。

③ 貝塚については、前述の福尾氏研究によつた。

④ 三年説もあるが、元年説をとる。『市誌』参照。

⑤ 領主は由緒書類によれば、三好山城守とあり、買得料百貫文の内



判明するものは三好氏に支払われているようであるが、当時高屋城には安見美作守がいたので、どちらとも判定し難い。

⑥ 杉山・樋口・飯田・甘塩・辻・倉内・人苗・坂野の八家である。

⑦ 「興正寺御門跡兼帯所由緒書抜」

⑧ 御坊は慶長九年「屋敷帳」に拾六間半に拾九間・参百拾三坪半の御堂と記され、正式には慶長十三年「検地帳」に七畝一〇歩・一石二升六合余として現われる。

⑨ 天正十一年近江山田寺置目によれば、第六条に「寺内に居住ある衆中、縦他宗たりといふ共出銭役銭等全可被出之事」とあり、(牧野氏原掲書一四二頁) 貝塚の場合も、原則は原則として、他宗の者をも含めていつたようである。

⑩ 富田林後坊が門跡兼帯寺院であり、近世中期には河内六万寺の真光寺より留守居が入寺していた為、檀家との日常的接触を欠いたことが、衰退の原因であろう。とくに中期になると宝暦十三年五月には御坊門徒の葬礼・仏事に際して妙慶寺を招請しないこと、正月七日寺参りに妙慶寺へ参詣しないという一札をとつていることは興味深い。なお、門徒では、出身地の寺の檀家であるとともに、御坊の檀家である場合が多いようで、必ずしも檀家数は第一表通りの配置を示してはいない。

⑪ 拙稿「在郷町の形成と発展」上、ヒストリア一九号第六表参照。

⑫ 元和三年～七年、寛永五年～九年の二期あるので、いずれとも判明しなかつた。

⑬ 明暦二年札公事一件の關係者六人衆の内、寛永二十一年万改帳から判明するものをあげると次のようである。

けいぶん万介	(物)商人・上・藏2	奉公人3
加兵衛	(物)商人 中	
甚左衛門	(物)鍛冶 中	馬1 奉公人3
市兵衛	(物)中	牛1 奉公人1
九右衛門	(物)商人 下	馬1
	(物)商人 中	柴屋1 奉公人2

開きがあるが、御堂修葺が寛永十五年、その後「札づかい」を始めたとすれば、当然二年には現われた者が、この騒動に係したとみてもよいであろう。

⑭ 安永二年の村方一件は、富田林で以後度々起つた村方一件の中でも特に注目すべきで、通常の村方騒動的内容に興正寺一件論中之入用を半銀は御坊祠堂銀へ、半銀は村方へ懸けたのに、村役人は負担しないことを第七条にあげており、結果は八人衆筋の村役人四名の退役となり、更に旧役人を中心とする古役方と反対派なる願方とに二分され、代官角倉身一も二株分離に反対したが古役方の運動により、これを承認したもので、結局この一件は寺内町以来の村役人支配体制が崩れたこと、その一応の解決を示しているとともに、以後の騒動にはない興正寺の問題が争点となつていたことが注目されるものである。

## 二 在郷町への展開

第一章では寺内町の性格を組織的な面から眺めてきたが、

第二表  
富田林家人口変遷表

	家数	内借屋	人口	備考
文慶	223	70余	1222 1679	帳上帳組日記帳 地改人寛門 同万人数宗 万五人長
長永	244	98		
保安	285	180		
寛正	372	427		
慶貞	427	420		

史料の基準が違うが、大体の発展傾向は判明する。

第三表  
寛永21年 富田林 職業別構成表

	戸数	上中下			隠居家 かしや		下人 下女		牛馬		破 <small>くさ</small> 屋		柴屋		灰屋		酒へヤ
		上	中	下	隠居家	かしや	下人	下女	牛	馬	破	小屋	柴屋	灰屋			
八人衆	10	9	1			14	26	3	1	12	2	3					
商人	79	22	17	38	2	31	64	9	10	34	3	9					6
職ナソ	33	1	6	16	3	8	5	0	1	1	1	1					
その他	163	4	11	37	11	18	44	5	4	3	9	1	2	1			
計	285	36	35	91	16	71	139	17	16	50	14	15	2	7			

ここでは主として寺内町の経済史的な位置付けをおこなつてみたい。既にみたように富田林・大ヶ塚・貝塚などは、寺内町という特殊の性格を有しているにせよ、封建領主下に発達する諸都市とは異なり、当時各地に発生しつつあつた自然進化的な都市と対比しうるものであり、畿内における当時の経済的発展をかなり忠実に反映していると考え

ので、この分析は都市の発展を考える上で重要なものと思ふ。

しかも日本においては中世都市と近世都市との間に断層を認めすぎる嫌いがあるが、近世への展開を考える上で中世末期の都市の発生を除外しえないのである。殊に当面問題にしようとする摂河泉南部地域では、元禄期開花した都市群の内、大坂・堺・平野郷・天王寺・富田林・大ヶ塚・貝塚・佐野と中世以来の町場と認められるものが多く、その大半が寺内町であつたことは寺内町を通じての分析が中世期の情況に迫る有力な手掛りとなることを示していよう。

所でかかる都市研究はなお未解決な部分が多く、その全面的な分析は不可能に近いのでここではまず比較的まとまつた寛永以降の史料によつて、一応町場の構成の全貌を明らかにし、それを基礎に寺内町当時の構成を示す文禄・慶長期の動向を考察したいと思ふ。

ところでこの時期の在郷町の構造を示す史料も少く、既に紹介した富田林の情況を若干重複するが改めて問題としておきたい。

一七世紀、富田林の発展は著しい(第二表参照)。そして

第四表  
寛永21年 富田林階層構成

	数戸	商人	職人	ナシ	下人	下女	牛	馬	蔵	柴屋	小屋	灰屋	酒へヤ
(I) 上	36	22	1	13	46	89	13	2	45	6	7	0	7
(II) 中下隠	35 91 16	17 38 2	6 16 3	12 37 11	15 5 4	31 3 12	4	6 8	5	6 2	6 2	1 1	
(III) かしや他			7	91 9	1	4							
計	285	79	33	173	71	139	17	16	50	14	15	2	7

寛永末年には既に在郷町として成立した姿を示している。すなわち第三表は寛永二十一年「万改帳」から作成したものであるが、富田林は総戸数二八五軒中、商人七九軒、職人三三軒が存在し、更に八人衆には商人と思われるものが多いことを考慮すれば、総戸数の約四割強が商工業者であることが判明する。

もちろん商工業者が農業から分離したものではない、又多数の農業専従者を含んでいたことは第三表における附属家屋・牛の飼育状況を検討すれば明らかであろう。しかし在郷町の場合、法制的にも村として扱われるが、現実には農村と明確に対立する都市共同体

を形成するものではないから、この段階では在郷町として確立していたと考えられる。

ところでこの町場の内部構造は、第四表に示す如く、三つのグループに分つことができる。それはまず上と記されたもので、中には富田林開発以来の門閥八人衆と、富裕な商人、農民層を含む、いわば商人地主層と呼ばれるべき階層と、第二に自作農民・中小商工業者を含む中小町民層、そして「かしや層」、すなわち貧農・半プロレタリアート層が存在している。この三階層間の階層分化の著しい情況は、下人・下女雇傭情況・牛馬所有・附属家屋の所有情況から明瞭に窺いうる所であつた。

かくして富田林の情況は、明らかに近世的な階層分化の情況を示していると考えられるが、その半面第一章で述べたように寛永期尚八人衆が年貢徴収権と推定される前代的關係を残していることを知つた。従つてかかる關係が現実の経済活動の上に反映し、或いは通常云われる門閥的土豪商人の支配を示しているかは更に検討しておかねばならないであろう。それ故にわれわれは富田林における商工業者、かしや層の事態を追求し、ひいては富田林の占める位置を

第五表  
八人衆の商業活動

	商先	他出人	その他
門衛門門門門門門 衛衛衛衛衛衛衛衛 右兵衛衛衛衛衛 加平七清八郎加 屋山山口 布杉杉城	江・長・江 江・江	長男・二男・三男 長男	醸造業 "
	長崎・江州	長男・二男・雇人	
	紀州	長男	

も明らかにしておこうと考  
える。

(I) 商人 商人層は全体として云えば高持層であり、町場の中堅層以上を構成していた。これは固定店舗をもち商行為を営む上で、一定の資産を有していなければならない所から当然の事であつた。ただ商人層は(上)に属するものと、(中)(下)に属するものでは可成性格に相違があつた。後者に属するものには概して小商人が多く、中には貞享年間紀伊・熊野方

次に富裕な商人の場合であるが、彼等の活動は、貞享三年宗門帳の分析から可成活潑なものであつたことが判明する。当時紀伊・熊野はもちろん・江州・長崎・江戸・越前への商業取引に向向している者は五十九名の多きに上つてゐる。④。その中で最も興味をひくのは八人衆の動向であつた。第五表に示すように貞享段階八人衆は遠隔地商人と醸造業で占められている。従つて彼等は他の富商とともに富田林の最有力な商人であつたことが判明する。加右衛門の場合、長男を江戸へ、二男を長崎へ、三男を江州へと夫々息子を商売に向けているが、布屋清左衛門は、二男甚五兵衛を長崎にやり、後、長男に奉公人一名をつけ三名で江州へ出商いさせている。かくこの商行為は家族員と少数の奉公人によるものとしか判明しないが、いずれにせよ全国的市場の形成をめざして在郷町の商人も活潑な活動を示している証左となるであらう。

面へ小間物商いに出かける者もあつたように、行商人として遠地へ出向く場合もあるが、他の多くは近隣農村より農作物・薪類を購入し、馬背によつて大坂辺迄運送・販売したり、又農民の需要を充たす、近郊農民を対象とした小商人であつたらう。

ところで扱つてゐる商品は不明であるが、その中心として布・木綿が現われていることに注目する。周知の如く此地方は棉作地帯の只中にあり、近世初頭から棉作は発展していたから、かかる商人は既に全国的商品となつた木綿を

扱う問屋層として発展したものと考えられるであろう。かくして富田林の富商は此地域の農民経済に根をおいた問屋層であり、その商品を広く全国的に販売していたことを推定しうる。しかもそれが大坂商業資本の支配下に含みこまれず、独自の動きを示していたことは、当面の在郷町の姿を物語る重要な指標であると考ええる。従つて門閥層と見られた八人衆もここでは全く近世「新興商人」ともいふべき存在として、「元禄期」の商品経済の波頭にたつていたのであつた。

(Ⅱ)職人層については次のような点を指摘しうる。それは概して中堅層をなしていること、職種の内容は十三種類見出しうるが、その中で、かじや・紺屋が最も多い。紺屋の場合、先の木綿商人の存在とあわせて、此地方の綿織工業の展開と関係があると思われる。

(Ⅲ)かじや層は九八軒、総戸数の三四・三八%を占めている。このかじや層は恐らく小作人・賃稼・奉公人として生計をたてていたものであろう。これは在郷町がかかる下層民の労働力を吸収しうる雑業を含んでいることと密接な関係をもつている。

以上分析したように、寛永・貞享期には富田林は在郷町として発展しており、その内部には小売店を含む常設店舗が存在していた。多数の中小工業者は農民の商品生産と対応しつゝ、局地的な分業を成立させていた。更にこの在郷町・農村を含む奉公人雇傭の展開は目ざましいものがあり、明らかにこの小市場圏は小ブルジョア的内容をもつものであると考えられる。しかも問屋層はこれを基盤として遠隔地取引にのり出しており、「元禄期」全国的市場形成の一翼をになつていた。この動きは不定期取引に代る本・支店網による流通網が設置され、ここに恒常的な商品流通が始まるとともに、三都資本による特権的支配が及んで、遂に排除されるものであるが、当時最も先進的な役割を果していたと考えられる。

かかる商品流通の発展は、在郷町における金融・信用制度をも発達させた。明暦二年八人衆と新興商工業者との抗争が「札づかひ」をめぐるおこなわれたことは、既に富田林では独自の信用体系をもつていて、米札又は銭札を発行しえたことを示している。万治元年年貢算用帳には年貢銀納が一部「札」で同所へ支払われているのは、これを裏

書するものであつたらう。

かくして富田林を代表とする在郷町の発展は目ざましいものがあつた。<sup>⑥</sup> しかればそれより半世紀遡らせた文禄・慶長期はいかなる情況を示していたであろうか、これを次章にて考察してみよう。

① 前掲拙稿を参照されたい。

② 同右、商人の内容は拙稿(下)ヒストリア二一号を参照して頂きたい。

③ その内訳は次のようである。  
 一名が長崎江州とだぶつているので、延五九名である。

15	9	13	2	1	6	2	1	59名
紀州	熊野	江州	越前	信州	江戸	長崎	不明	

④ 拙稿「近世前期における奉公人の問題」近世史研究卷三の四五号。

⑤ 当時の情況については、粗雑な見取図を示したことがあるので御参照願いたい。拙稿「元禄の社会」日本歴史講座四卷。

⑥ この章では在郷町を寺内町と區別して使用しているが、それは寛永期には寺内町としての性格を失つていゝと考えたからであり、その歴史的系譜のみによつて性格を判断することはできないからである。なお、在郷町と云うのは小ブルジョアの経済の中心である面を含んでいるものとして使用している。

### 三 寺内町の構造

表六 屋敷別登録人表  
 慶長十三年

軒当	0	1	2	3	4	5	計
登録人	44	121	28	5	8	4	210人
屋敷数	0	121	56	15	32	20	244軒

富田林には近世初頭の検地帳として、文禄五年・慶長九年・慶長十三年の三冊が存在する。これらの史料から寺内町の内容を明らかにしたいと考える。しかし富田林が百石たらずの完全な囲郭の中にあるため、土地保有面積による区分も意味がなく、又三冊の内容には甚しい差異が存在し統一的把握は困難である。従つてここでは最も確實と思われる慶長十三年検地帳を分析する。<sup>①</sup>

第六表によれば屋敷筆数は二四四軒

であり、富田林が寛永期に近い戸数をもつた町場であつたことが判明する。更に注目すべきは先の屋敷数に対して登録人は二一〇名であり、従つて検地帳に記載されない借屋層が三〇数名存在したこと、しかも無屋敷登録人四四名を考慮すれば、当時富田林は家持一六六名に対して借屋七〇数名をもつて構成されたとみてよいであろう。家持・借屋

第七表  
地名分類表

	文禄5	慶長9
田(中)谷村川浦ひも内し分上上田まと寺いかま	22	20
中中ひ	11	11
とノ	8	6
いままかさろ	5	5
山山多中石西さ大蔵き水丹道坂たや天さ大ひ	3	3
	1	1
	2	1
	1	1
	1	2
	1	1
	2	1
	1	2
計	79	51

書は口  
肩は北  
者がは、  
身書に、  
出明、  
村不の、  
堂で内、  
新の寺、  
お、い、  
な、富、

の階層区分は近世都市に定着したが、既に中世にも借屋の存在は見出され、かかる在町においても、近世初頭明確に借屋層が存在したことは注目してもよいと考える。彼等は寛永二十一年にも役家ではなく、惣的結合にも決議権をもたなかつたと思われるが、借屋層の存在は在町における近世的関係の成立を意味するとともに、他方屋敷五筆をもつ者が現われ、二筆以上をもつ四三名(全登録人の二〇・七%)の家持が四九・三%の屋敷を所持していたことは階層分化の伸展を反映しているであろう。

かくして形態的に見れば慶長期の富田林は寛永期のそれと対比しうる情況を示していた。それでは次の町場の構造を檢討しておこう。幸い三冊の検地帳登録人には可成詳細な肩書の記載があり、その史料的不備を考慮するとしても、大体の傾向を窺うことができるのである。

まず第七表は地名肩書を整理したものであるが、これによれば寺内町の構成員は主として石川谷周辺の近村から流入したことが判明する。成立当初近隣四ヶ村から八人衆が出て近在の農商を招き、町を建設したと云われているが、山中田・糸ひ谷・中野が多いことはその際この四ヶ村から町民になるものが多かつたことを示している。また「ひろしま」とあるのは、いささか疑問であるが、やまと、天王寺・さかい・大さかななどはその出身地と見ても差支えないであろう。従つて寺内町成立には、もちろん石川谷を中心に行っているが、そこを通ずる交通路の極点を結ぶ地域、すなわち撰河泉和地方の商人が集まつたものと思われる。大和今井町の成立に際して今井兵部が「方々ヨリ人ヲ呼ビ集メ家ヲ作ラセ、國中へノ商等イタサセ」(大和軍記)とあるのは有名であるが、これは当時の寺内町乃至町場のもつ経済圏が近村を中心としつつも、相当の広がりをも

第八表  
職業別構成表

	文禄5	慶長9	慶長13
かないめとなて大しおたこさぬそと商かあかかむふひかいあちはく福しひ	9 2 1 1 1 1	6 1 1	6 1 1 1
じやぎりや やう工や やややや他い) やらや ややし いりぎりやしきちり	1 2 6 1 5	4	2 5
べかきき たつ えは こけるんし のの 人( ? ) ふきこ しろくみと やんす ほし	15 1 1 3 3	7 14 4 5	9 4 3
計	73	60	11

慶長13年の肩書記載が少いので9年分と照合の上参考として掲げた。

者のそれぞれの内容を検討しておこう。  
(I) 職人 職人層については次のような特徴的な点を指摘しうる。

まず、鍛冶・鍋屋・いかき・めきりなど鍛冶鋳物関係が多いこと、次に桶屋・樽屋の存在が目立ち、これは富田林の酒造

もつていたことを示しているであろう。しからは町民の職業構成とその実態はいかなるものであつたらうか。

第八表によれば全般的な傾向として職人の肩書が多いこと、寛永期商人対職人の比率は七対三であつたものが、むしろここでは逆転していることである。商品経済の発展がなお未熟な段階では、生産部門と流通部門は分化せず、職人的存在が優位を示すことは当時他の諸都市にも窺えるところであつた。文禄・慶長期の富田林の発展もかかる段階にあつたことを推定しうるのであろう。それでは次にこの商工業

業に関連があると思われること、更に紺屋・さらしやの衣料生産に関係をもつものが多いこと等々である。これは既に見た禁制にあるように、かつて「座」を組織していたと考えられる。これらのうち鍛冶関係は河内が丹南鋳物師の存在で知られたところであるから多数存在するのも当然であり、農具の普及にともなつて生産に励んだものと見られる。衣料関係は、紺屋が富田林周辺に集中していたことは後代の史料から知ることができ、それは衣料生産の発展を示しており、原料が木綿と確定できる材料はないが、木



棉栽培は予想以上に早く拡大しているから、綿織物を考えても差支えない。従つてこれも又周辺農村の農業生産と結び付き、その集散と加工業の中心に富田林があつたことを示している。

かくして富田林では鍛冶・紺屋等の職人が存在し、周辺農村の経済的中心となりえたことが判明する。それは単にこの小地域内における社会的分業を示すものではあるが、当時判明する都市・高槻・富田の場合にも同様の例が見出され、各地にかかる小市場圏が成立していたことを推定させる。ただこの小市場圏と大坂・堺の如き大都市との関連は否定しえないが、その経済的影響が、かかる小都市の成立にいかなる影響を与えていたかは今後の問題となるように思われる。

それではこの職人層がいかなる形で存在したか、気付いた点をあげておこう。

鍛冶は、貞享三年宗門改帳によれば、当時存在する鍛冶九軒がすべて檀那寺を新堂村におき、内七軒が光盛寺一寺の檀家になつてゐることが判明する。もちろんこれは半世紀以上も後の史料であるが、彼等がすべて新堂村出身を示

しているとは考えない。むしろ中世期鍛冶は村落に分散定着しているか、廻村する隊商とも云うべきものであつた。

しかも彼等は強固な同業組合を結成していたと考えられるから、寺内町成立に際してここに移住定着した後もその存在形態は尚従来の余風を残していたと見ねばならない。従つて宗門改めの時、新堂村一ヶ寺に集中して檀家となつたのではなからうか。このことは鍛冶の都市集積が社会的分業の一步前進であることを示しているとともに、彼等の寺内町における在り方を示していたと考えられる。それに関連して、文禄検地帳には次のような記載が現われることは注目すべきであらう。

かなや	六〇坪	ひけ	与三左衛門
つちや	四坪		源十郎
うらノ小屋	五坪	なへや	甚左衛門
小屋	四・五坪	しんほち	弥兵衛
小屋	四・五坪	くすしノ	宗衛門

この五筆は、いずれも屋敷・畠の内容記載がないこと、源十郎を「かじ源十郎」と同一人物とすれば、与三左衛門は職業不明であるが「かなや」を有している所から、三名が鍛冶関係の附属小屋であること、他の二名もしんほち、

くすしと生業が明らかであること、が注目される。このことは何を示しているのであろうか。甚だ意味が不明であるが、次のように考えてみた。

検地帳に記載されている以上、年貢地なのであろうが、この帳面が村方の控乃至写とすれば、むしろ従来との関係を反映しているのではないかと考える。すなわちその所有者の内容からみて、とくに前三名はその職業から、御坊か惣中に所属し、職業を生かしての奉仕をおこなうとともに年貢課役を免ぜられたのではなからうか。寛永期万改帳には紺屋その他の役引家が十二軒あるが、紺屋の場合、寺内町当時より領主への諸役御免の由緒を伝えており、鍛冶にもかかる特別待遇がおこなわれたことは推定できる。いずれにせよ、この場合、鍛冶が御坊の附属工房か、惣中の云わば「村抱え」的存在であつたことを結論づけられるので聊か注目すべきかと考える。

以上不充分であるが、この地方農民経済に密接な関係をもつ職人層が寺内町の中堅構成員をなしていること、及びその存在形態について若干指摘をおこなつた。それでは次に富田林の商人層について考えてみよう。

(Ⅱ) 商人 商人と思われるものは比較的少い。「とい」とあるもの、山かや・なかやの如く屋号をもつものなど十名たらずが存在するにすぎない。しかしこの商人層は当面富田林では重要な地位を占めていたと思われる。既に貞享期指摘したように、八人衆を中心として遠隔地取引に従事する商人、酒造家の有力な一団が存在した。これらが果して何時頃よりかような活動をおこなつていたかが問題である。今、文禄慶長期と系譜的に辿りうるものは、僅か二例ではあるが判明する。その一例は「ぬのや甚介」であるが、彼は先に貞享三年に紹介した「布屋清左衛門」の祖父にあたるものである。清左衛門は当時長崎・江州とも取引する問屋であり、かつ慶安元年廻り庄屋制を布いた際、第一番に庄屋を勤めた有力者であつたが、その祖父も「ぬのや」として現われる以上、文禄期にも遠隔地取引をおこなう富商であつたことは認めても差支えないであらう。しかもそれが他ならぬ「ぬのや」であることは、紺屋の存在とあわせて、当地方の農民経済を基礎とする問屋の出現を示していよう。そして慶長十三年の記載が少い中で、唯一つぬのやが文禄期より増加していることは注目すべきであると

考える。他の一例は山かやであるが、これも後代の史料に現われるが、貞享時、自家奉公人四郎兵衛を熊野商いに出しているものである。

すなわち商人層について云えば、文禄・慶長期、富田林では商人の存在は少く、固定店舗をもつと思われる小売商人を史料の上から見出しえなかつた。従つて小売商人の存在は尚脆弱で、流通過程における分業は余り進んでいなかつたと考えられる。ただ既に文明年間天王寺には常住の小売屋が出現しており、富田林に常設店舗が存在することは疑いないが、職人として生産する一方販売に携る例や、上層の間屋層が多かつたと考えられる。しかし注目すべきは遠隔地取引を営むような間屋層の出現を推定できることだ、このことは戦国末期平野郷・堺などの豪商が全国的に進出を試みていたことを考慮すれば当然であるが、富田林や泉佐野の如き在町の商人もほぼこれに追隨する動きのあることを指摘できる。また堺商人の領主側の要求をみたす商品ではなくして、とくに衣料品の如き大衆的商品を媒介として有力な商人が現われ、かつ発展の方向を示していたことは注目してもよいであろう。

(Ⅲ) かしや 先に慶長期かしやが七〇余名存在し、それは明らかに家持・借屋の階層としての定着を示すものであることを指摘した。それでは彼等の生計はいかに営まれていたかが問題なのであるが、残念ながら残存する史料が検地帳であるために、その追求は殆んど不可能であつた。ただ文禄検地帳に「日くらし源六」が現われるが、これは都市・町場の場合、日傭的存在、雑業に従事する浮遊層を吸収しうる可能性を含んでいたと考えられるので、恐らくかしや層は小作人乃至日傭的存在として生計を営んだものと思われる。

かくして文禄・慶長期の史料を紹介してきたが、これを要約しつつ、あわせて富田林が当時の商品経済の発展上に占める位置を明らかにしておきたい。

まず富田林は成立当初から計画された町場ではあつたが、その構成は次のようなものと考えられる。すなわち寛永期商人地主・中小町民（生産者的中農）・貧農半プロレタリアー卜の三階層が存在した。ところで文禄・慶長期には、一般的に云えば家持・借屋の近世的身分序列が定着しており、先の分析にも窺えるように寛永期への発展はここに明瞭に

認められている。従つてそれとの対比において富田林の構成を述べておこう。

(I) 富田林の支配層たる八人衆を中心とする一群。これらは寺内町創設以来の門閥層であり、貝塚における佐郷屋や菅田屋の如く、<sup>⑩</sup> 座乃至商業上の特権を有した商人であると考へられる。ただ通常云われる門閥町人の定義が明確でないが、惣の頂点にたつ八人衆にあつても、その支配の内容に農村の土豪が有する隸屬的支配を予想することは困難である。むしろ「ぬのや甚介」の如き問屋の支配にたつ商人従つて旧来の遠隔地商人に対して、新しい商業への方向が文禄期に予想されることを注目したいと考える。

(II) 中堅町民だが、自營農民と職人層が中心となる。寛永期の商人が少ないことが特色である。職人は一部には御坊或いは惣中と特殊な夫役奉仕關係を結んでいた者も存在したであろうが、一般には近郊農民の需要に依じて労働する独立の小生産者であり、それぞれは同業組合を結んでいたと思われる。

(III) かしや層は、小作乃至日傭的存在として現われるが、(I) (II) の情況からみれば尚隸屬度の強い關係を予想しなければ

ならないと思う。

以上で富田林の階層構成をみたが、要するに寛永期明瞭に富田林が在郷町として成立し、近隣を含む小ブルジョア的商品經濟の中心となつている時期と対比して、ほぼその階層構成の祖型を見出しでもよいことである。寺内町の内容がかかるものとすればこれが占めた地位はどのよう考へられるであろうか。

中世末期、商品經濟の發展は各地に定期市をうみだした。石川谷でも古市、<sup>⑪</sup> 三日市の地名が示すように定期市がおこなわれたらしく、又森屋村にも市が開催された時期があつた。<sup>⑫</sup> 泉佐野のように室町期には六奔市が開かれていたが、やがて町場へ自然的に進化していつた例とは異なるが、富田林や大ヶ塚の出現は、やはり先の市の機能をうけついで、新しくこの時期に商品流通の中心となつたものであつた。しかしこれらの町々は町場として成立したとはいへ、その發展は尚未熟であり、文禄・慶長期には固定店舗とともに、市が有力な商品交換の場として併存していたことは事實である。富田林にも市場筋の名称があるが、近隣大ヶ塚では、慶長七年伊藤左馬頭則長の定によつて、南北大ヶ塚

には分れているが、毎日市がたつていたことが判明する。<sup>⑧</sup>

従つて、当時の寺内町は、市と固定店舗の両者によつて商品交換の機能が果されていた、云わば市町とも云うべき段階にあつたと考えられる。在町の発生の場合、かかる寺内町では明確であるが、自然進化的な都市の場合にはその町場としての確立をどのような指標をとつて考えるかは問題である。それは単に人口の多寡によつてきめられるべきものではなく、商工業聚落としての独自の機能を考慮する必要があるであらう。しかもその中で商品経済の発展の程度に応じて、幾つかの段階があると思われる。その意味で、市町は発展の初期の段階にあり、やがて市は消滅し、店舗を中心に町が発展をするようになる。大ケ塚での市の開催を記した河内屋可正は元禄の人であり、彼が「往古」の市としていることは、少くとも寛永期には市が消滅していたと見なければならず、富田林が当時既に進んだ様相を示していることから、この二つの寺内町は、文禄・慶長期には市町としての最終的段階にあり、寛永期には市は消滅して、その商業中心は発達した小売店舗——日常消費小売店舗など——に移つていたと考えられる。

さて、この寺内町の周辺には、ほぼ一・二里の小市場圏

が形成され、その内部では局地的な分業が発生し、商品交換と金融<sup>⑨</sup>がおこなわれていた。ところでこの小市場圏は当面問題となる畿内先進地域では可成広汎に成立していた。摂河泉地域における富田林・大ケ塚・平野郷・天王寺・住吉・石山(大阪)・堺・貝塚・泉佐野と諸都市群の存在は、これを示していよう。だがこの小市場圏は当然孤立した存在であつたのではない。それらは互に密接な関連をもつていた。そもそも室町期には堺・奈良・京都の如き大都市・莊園領主・室町政権の如き権力につながつて、それに支えられて大きく発展した都市があつたが、それらは畿内商業圏とも云うべきものを成立せしめていた。<sup>⑩</sup>従つて先の小都市はいずれもこれら大都市の豪商の支配下に掌握されていたとみてよい。例えば堺から東へ狭山丘陵迄、また南は貝塚迄、相当広汎圏にわたつて町場の発生をみていないことは、近世より考えて、明らかに堺の商権の強さを示していると考えられるが、成立した都市にあつても堺の影響を免れなかつた。千利休が堺の豪商として、和泉一門の間丸を支配し、泉南の在町「佐野間しほ魚座」を差配していたのは

一例であるが、堺の影響の広がりや強さを示していよう。

しかし中世末期に寺内町を含む在町の成立がおこなわれたことは、いかに堺の如き都市の流通圏に包含されていたとも、既に新しい展開が示されていたのであり、文字通りの遠隔地商業の段階から、その基礎に農民経済の発展を予定した商品流通へと移行していたと考えられる。それは明らかに近世社会へとつながつてゆくものであつた。

① 文禄五年は表紙には「河州石川郡富田林」とあり、検地奉行は不明であるが、同三年にこの周辺の検地がおこなわれた際は、

屋敷数並 = 登録人数変化表

	登録人数	無登録人数	屋敷数 筆数
文禄 5 (1596)	388	149	223
慶長 9 (1604)	355		
慶長 13 (1608)	210	44	244
寛永 21 (1644)	285		285

増田長盛であつた。慶長九年は「富田林屋敷帳之事」とあり非公式のもの。同十三年は「富田林屋敷方御検地帳」で片桐且元が検地奉行である。この後二冊は屋敷分となつてゐるが、島地を含む全体を検地している。その分析は、上表のようであるが、このように僅々十数年で変化がある。詳述はさけるが、前二冊と十三年検地帳には登録人数の変化とともに、記載様式も坪表示から石高表示へと変化してゐて、この内容確定は困難であつた。従つて寛永期からの逆推により、十三年のそれを採

用し、かつ屋敷数はほぼ正確で登録人数が異動の激しいことに注目した。この前二者の内容から家族構成が複合的であることを予想するのは誤りであることは寛永期が小家族構成であること、屋敷数の急激な変化のないことから明らかであろう。尚高槻の文禄検地帳と元和検地帳も同様の情況を示している。(中部よし子氏「城下町高槻の成立」『大名領国と城下町』)私は町場では当初から小家族構成であり、検地帳から単純に家族構成をひきだすのは考慮の余地があると考えらる。

	文禄 5		慶長 9	
登録人数	388	100%	355	100%
地名	79	20.36	62	17.46
職屋	73	20.10	60	16.90
その他	5		22	6.19
不明	107	27.57	68	19.15
計	264	68.04	212	59.71

肩書記載は全登録人数に対して六割前後となつてゐるから、実数はもちろん不明であるが、大体の傾向をうるには差支えないと考えた。慶長九年その他には人名を肩書にしたものが入つてゐる。

③ 豊田武氏『日本の封建都市』一五五頁

④ 近世では寛文年間より紺屋役銀を課せられてゐるが、富田林四奴三分、毛人谷村三一奴九分一厘、新堂村六二奴七厘、中野村壹奴七分二厘、計百奴を富田林で一括して定納した。それによれば隣村毛人谷新堂の方がはるかに多い。従つてこれらは一団として木綿加工の中心となつていたのであろう。

⑤ 中部氏前掲論文ならびに大阪歴史学会大会報告。

- ⑥ 泉南における鍛冶仲間、慶長九年二月十七日付で片桐且元より諸役三分一免を申渡しているが、彼等は村内に居住し、高も五〇石余の上層農民から、無高途に及ぶが圧倒的に中農が多い。  
(続編加奈素免草紙)
- ⑦ この解釈には永島福太郎先生から御教示をうけた。
- ⑧ 「天王寺執行政所引付」
- ⑨ 佐野は漁港でもあり、その活動は中世期末五島・老岐にも及んでいたようである。同市川上実計氏御教示による。なお『泉佐野市史』論述予定。
- ⑩ 前掲「拙稿「奉公人」論文(上)」
- ⑪ 前掲福尾氏論文によれば、佐郷屋は麴座、菅田屋は貝塚より堺の海上輸送の独占権をもっている。
- ⑫ 古市の地名もそうであるが、観心寺文書一七九には「古市ニ而飯酒」の記載があり、元禄期には毎日市がたつ町場的存在である。
- ⑬ 前掲『河内石川村学術調査報告』三五五頁。
- ⑭ 柴田実先生の御教示による。
- ⑮ 前掲『河内石川村学術調査報告』三五六頁。
- ⑯ 第一章の「札づかい」もそうであるが、平野郷末吉氏の場合でも文禄慶長期既に豪商として展開しているが、その貸付先は近郷桑津惣中、新在家惣中喜連平兵衛などが示されているのは一つの参考になる。(東末吉文書三「天文二十年万貸日記」京大影写本)
- ⑰ 原田伴彦氏「中世の商業」日本歴史講座巻三。
- ⑱ 豊田武氏『堺』一一六頁。

## むすび

以上、三章にわたつて寺内町の構造とその展開を、主として富田林を中心に眺めてきたが、これによつて、ほぼ富田林を始めとする一連の小都市の動向が明らかになつたと考へる。

すなわち日本封建制の展開にあつて、この都市の発展は重要な意味をもつていた。もちろん都市・商業の発展がそのまま、封建制度を衰退させるものではない。或る場合にはその強化は―封建反動をよび起すこともありえた。その場合、都市は封建社会と対立するものでありながら、却つてそのインシャタイプにまきこまれていつたと考えられる。都市の基盤が、封建領主の地代や遠隔地商業の利潤による限り、かかる方向も止むをえなかつたであろう。しかしそれとはしばしば密接に絡みあつて現われるのであるが、直接生産者の間の分業が基盤となつている、云わば下からの都市出現は注目しなければならぬであろう。それはやがては封建制を解体させる起点となつたものである。

一六世紀日本における都市発展は、その多くが封建領主

側の積極的な上からの建設であつたが、しかも一方では本論でとりあげたような小都市が現われたことは注目に値する。それは近世在郷町につながり、近世日本を蜘蛛の巣の結節点の如くおつたものであつたが、これらは基本的には領主財政に寄生する存在ではなく、既に余剰生産を生み出していた此地方の農民が商品流通の場として発達させたものであつた。とくに一六世紀末期にはこの都市と農村を含む小市場圏の内容は単なる自給経済の充足的段階をほかに超えていたとみられる。

もちろん、かかる畿内の先進地域にみられる様相は、この地域が荘園領主、室町幕府の所在地として、全体として彼等の年貢収取や封建的利得にうるおつた、いわば特異な早熟的地域と考えられることである。近世において他地域における農民的市場が町場として成立する時期からみれば、ほぼ一世紀のずれがあつたことを考慮すれば、そう見られるであらう。そのことは一つには畿内先進地域が他地域をリードして、全国的市場を形成する一面と、他方では封建領主がこれに対応し、新しい体制―幕藩体制を生みだすことが可能であり、かつ領主にとつて必要なのであつたと思

われる。それ故に織豊政権から幕藩体制にかけて「集権的封建制」とも言うべき、集中した封建体制が現われ、それが「尤も商品たり得べき米の農民の下における商品化を阻止する特殊な生産物地代」<sup>①</sup>を設定せねばならず、商農分離政策などを施行しなければならなかつたものであらう。すぐれた都市商業の研究である豊田武氏・原田伴彦氏が提出された問題は、この意味で農村史における最近の通説を含めて、幕藩体制成立の再評価をおこなうことを要請していると思われる。私もそうした検討の一つとしてこの小論をかきあげたものである。

① 安良城盛昭氏『封建領主制の確立』一六八頁。

② 豊田武氏「織豊政権―日本歴史講座三巻など

原田伴彦氏『日本封建都市研究』

〔追記〕本論は京大国史研究室畿内村落の研究の一環としておこなつた調査の報告である。ヒストリア所収の論文と併せて御覧頂きたい。なお調査に際して、農学部三橋時雄先生を始め諸学友にお世話になつた。また史料は杉山家所蔵のものであるが、快く披見を許された杉山孝子氏に紙面をかりて厚く御礼を申しあげたい。



## *Jinai-machi* (寺内町), its Structure and its Development

by

Osamu Wakita

In the sixteenth century, as it is known, there was a group of *Jinai-machi* (寺内町) or cities within the temples in the development of the feudal cities in Japan. This essay treats the existence and structure of *Tonda-bayashi* (富田林) established on the *Sô* (惣) unification of its inhabitants in its formation. The establishment of these lesser cities explains the development of peasant economy in the advanced area, and they prove to have developed their petit-bourgeois market area as early as the first half of the seventeenth century and to have the starting-point by which the feudalism in the Shogunate era was disturbed. The establishment of the lesser cities in the sixteenth century, therefore, contrary to the common interpretation, appears also to prove the epoch that the feudalism in Japan was disturbed and reestablished as a centralized system, which appears to require further many-sided research of the character in *Shoku-hô* (織豊) administration.

## The Village Community Construction and *Uchiwake-mura* (内わけ村) of the Clan Government in *Kishû* (紀州)

—Mainly on the basin of the River *Hidaka* (日高)—

by

Tadashi Kondo

This essay treats the community construction of villages in the *Kishû* (紀州) clan mainly on the basin of the River *Hidaka* (日高). In case of a village which consisted of some communities, except one community, its constituents were called *Kona* (小名), of which there were two kinds—one was the combination of the crowded *Kona* and the other of the scattered *Kona*. The former *Kona* (小名) are on an equality with each other, and the latter had one *Motomura-kona* (本村小名) to which the rest belonged. Besides, there were treated administratively as those within one village although they were regarded as the communities without the village: the village to which such *Kona* belonged was called *Moto-mura* (本村) and also the